



鳥取県公報

平成 27 年 8 月 28 日 (金)
第 8 7 2 9 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 告 示	土地改良区の解散 (595) (農地・水保全課) 2
	物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等 (596) (物品契約課) 2
◇ 調達公告	一般競争入札の実施 (病院局総務課) 4

告 示

鳥取県告示第595号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第67条第1項第1号に掲げる事由により、大伊土地改良区が解散したので、同条第3項の規定により告示する。

平成27年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県告示第596号

平成28年度から平成30年度までにおいて県が発注する物品等の売買、修理等及び役務の提供（測量、建設コンサルタント、地質調査、補償関係コンサルタント及び除雪業務に係るものを除く。）に係る調達契約の競争入札参加資格を得ようとする者の資格審査の申請手続等について次のとおり定めたので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の5第2項（施行令第167条の11第3項において準用する場合を含む。）及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条の規定により告示する。

平成27年8月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 営業種目

競争入札参加資格（以下「資格」という。）の営業種目は、調達する物品等又は役務の種類に応じ、次のとおりとする。

(1) 物品等

文具・事務用機器類、図書・教材類、薬品類、油脂・燃料類、家具・調度品類、繊維・皮革・ゴム類、印刷類、車両・船舶及び航空機類、電気通信機器類、医療・理化学機器類、機械器具類、工用材料類、看板・塗料類、食品類、その他の物品並びに払下品類

(2) 役務

ア 委託

建物等の保守管理、廃棄物処理、警備、各種調査委託、イベント・広告・企画、運送・旅客業、機械等（建物等以外）保守点検、情報処理サービス、人材派遣及びその他の委託等

イ 賃借

事務用機器及びその他の賃借

2 申請の受付期間

平成27年9月1日から同年10月31日までとする。ただし、当該期間を経過した後においても、随時受け付けることとするが、この場合においては、7の資格の有効期間の始期が平成28年4月1日とならないことがあるので注意すること。

3 申請書を提出することができない者等

(1) 次のいずれかに該当する者は、申請書を提出することができない。

ア 施行令第167条の4第1項の規定に該当する者

イ 次のいずれかの税金を滞納している者

a 鳥取県の県税（延滞金及び加算金を含み、個人県民税及び地方消費税を除く。以下「鳥取県税」という。）

b 法人にあっては法人税（延滞税及び加算税（以下「延滞税等」という。）を含む。以下同じ。）

c 個人にあっては所得税（延滞税等を含む。以下同じ。）

d 個人にあっては復興特別所得税（延滞税等を含む。以下同じ。）

e 消費税（延滞税等を含む。以下同じ。）

f 地方消費税（延滞税等を含む。以下同じ。）

ウ 鳥取県暴力団排除条例（平成23年鳥取県条例第3号）第2条第3号に規定する者

エ ウに掲げる者を役員、代理人、支配人その他の使用人としている者

(2) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合は、当該営業種目についての申請をすることができない。

ア 申請書提出日前2年以内に、参加を希望する営業種目における契約（鳥取県以外の者と締結したものを含む。）の実績がない場合。ただし、申請書提出日において、新たに事業を開始してから1年を経過しない者であって、参加を希望する営業種目が1の(1)に掲げる営業種目である場合はこの限りでない。

イ 参加を希望する営業種目に関し、必要な許可、認可等を得ていない場合

4 申請の方法

(1) 書面による申請

ア 申請書の入手方法

競争入札参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）は、インターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/sankashikaku>）から入手すること。

イ 申請書の提出方法

申請書に(3)の添付書類を添え、鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課（〒680-8570鳥取市東町一丁目220 電話0857-26-7431、7432、7433）へ持参し、又は送付すること。（ただし、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は受け付けない。）なお、持参により申請書を提出する場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとする。

(2) 電子的記録による申請

インターネットの鳥取県ホームページの電子申請システム（<http://www.shinsei.pref.tottori.lg.jp>）により、(3)の添付書類を入力して申請すること。なお、当該入力に係る事項の確認のため、(3)の添付書類の全部又は一部を書面により提出をさせることがあるので注意すること。

(3) 添付書類

ア 納税証明書（申請書提出日前3月以内に発行されたものであり、かつ、申請書提出日前1年以内において納税義務が発生したものに限る。）

(ア) 申請者が法人である場合

a 法人税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号書式（以下「第9号書式」という。）その3の3）

b 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書。ただし、鳥取県内の各県税事務所に鳥取県税の納税状況を直接確認することへの同意書を提出した場合は不要とする。

(イ) 申請者が個人である場合

a 所得税、復興特別所得税、消費税及び地方消費税に未納がないことを証する納税証明書（第9号書式その3の2）

b 鳥取県内に事業所を有する者にあつては、鳥取県税に未納がないことを証する納税証明書。ただし、鳥取県内の各県税事務所に鳥取県税の納税状況を直接確認することへの同意書を提出した場合は不要とする。

イ 申請者が法人である場合にあつては、登記事項証明書（申請書提出日前3月以内に発行されたものに限る。）

ウ 営業に関し必要な許可、認可、届出、登録等の証明書の写し及び許認可等一覧表（該当する営業種目に係るものに限る。）

エ 鳥取県内に事業所を有し、その事業所で国際標準化機構が定めた規格ISO14001に適合する旨の認証を取得している者又は鳥取県版環境管理システム認定制度Ⅰ種又はⅡ種規格に適合する旨の認証を取得している者にあつては、当該認証登録証の写し

オ 鳥取県内及び鳥取県外のいずれにも事業所を有する者にあつては、法人県民税及び法人事業税に係る課税標準の分割に関する明細書（その1）（地方税法施行規則（昭和29年総理府令第28号）第10号様式）そ

の他の鳥取県内の事業所の従業員数を確認できる書類

カ 申請者が個人である場合にあつては、成年被後見人、被保佐人又は破産者でないことを証する書類

キ 印鑑証明書又は印鑑登録証明書（申請書提出日前 3 月以内に発行されたものに限る。）

ク 委任状（見積り、入札、契約の締結、代金の請求及び受領等の事務（以下「契約事務」という。）を委任する場合に限る。）

ケ 使用印鑑届（契約事務において、印鑑証明のない印鑑を使用する場合に限る。）

コ 参加を希望する営業種目が印刷類である場合にあつては、印刷設備調査表

サ 役員等名簿

(4) 申請書及び添付書類の作成に用いる言語等

ア 申請書は、日本語で作成すること。

イ 添付書類を外国語で作成したときは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。

ウ 申請書又は添付書類の金額欄については、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算し、記載すること。

5 資格の決定

4 により提出された申請書及び添付書類を審査し、競争入札に参加できる者を決定する。

6 資格審査の結果の通知等

5 により競争入札に参加できる者を決定したときは、鳥取県競争入札参加資格者名簿に登録（以下「登録」という。）するとともに、登録を受けた者（以下「登録業者」という。）に資格決定通知書を送付する。

7 資格の有効期間

資格の有効期間は、平成28年4月1日から平成31年3月31日までとする。ただし、2のただし書により申請を受け付けた者（以下「随時申請者」という。）にあつては、資格の決定を行った日から平成31年3月31日までとする。この場合において、随時申請者に係る資格決定の手続は、原則として、平成31年3月31日以前に申請書を受け付けたものにあつては平成28年4月に、平成28年4月1日以降に申請書を受け付けたものにあつては、申請書を受け付けた日の属する月の翌月に、それぞれ行うものとする。

8 登録の変更

登録業者で、登録されている事項に変更があつた場合は、競争入札参加資格変更申請・届出書をインターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/sankashikaku>）から入手の上、随時提出すること。

9 登録の廃止

登録の必要がなくなった登録業者は、直ちに、登録廃止届をインターネットの鳥取県ホームページ（<http://www.pref.tottori.lg.jp/sankashikaku>）から入手の上、届け出ること。

10 資格の取消し

登録業者が申請書及び添付書類に虚偽の事項を記載していることが判明したとき、又は3の(1)のア、ウ、エ若しくは3の(2)のイのいずれかに該当することとなった場合は、資格を取り消すものとする。ただし、3の(2)のイにのみ該当する場合において、複数の営業種目が登録されている場合は、3の(2)のイに該当する営業種目のみ取り消すものとする。

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年8月28日

鳥取県営病院事業管理者 渡 部 哲 哉

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

一般撮影用F P D装置 一式

(2) 調達物品の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入場所

倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院

(4) 納入期限

平成28年1月29日(金)

(5) 契約金額

入札者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、入札書に記載した金額(以下「入札価格」という。)に100分の108を乗じて得た額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)を契約金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成27年8月28日(金)から同年10月13日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付第157号)第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

(3) 平成27年8月28日(金)から同年10月13日(火)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

(4) 平成24年鳥取県告示第606号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格(以下「競争入札参加資格」という。)を有する者で、その業務区分が医療・理化学機器類の医療機器であること。

なお、当該業務区分の競争入札参加資格を有しない者が本件入札に参加しようとするときは、競争入札参加資格の審査を求める申請書類を平成27年9月11日(金)午後4時までに4の(2)の場所に提出すること。

(5) この公告に示した物品に係る医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第40条の2第1項の規定による医療機器の修理業の許可を受けている者であること。

(6) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検及び修理その他のサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

3 契約担当部局

鳥取県立厚生病院管財課

4 入札手続等

(1) 入札の手続及び仕様に関する問合せ先

〒682-0804 倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院管財課

電話 0858-22-8181(内線2222)

電子メールアドレス kouseibyouin@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局物品契約課物品調達担当

電話 0857-26-7433

(3) 入札説明書等の交付方法

入札説明書その他の資料は、平成27年8月28日(金)から同年9月11日(金)までの日にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/kouseibyouin/>)から入手すること。ただし、これにより

難い者には、次により直接交付し、又は郵送により交付するものとする。

なお、郵送による交付を希望する場合は、250円分の切手を貼り付けた宛先明記の返信用封筒を同封すること。

ア 交付期間及び時間

平成27年8月28日（金）から同年9月11日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所又は郵送申込先

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成27年10月13日（火）午後2時（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同日午後1時までとする。）

イ 場所

倉吉市東昭和町150

鳥取県立厚生病院第3会議室（外来中央診療棟5階）

5 入札者に要求される事項

（1）入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

（2）本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合すること及び納入しようとする物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の（1）の場所に平成27年10月1日（木）午後5時までに提出しなければならない。

（3）入札者は、（2）の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

（1）入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札価格に100分の108を乗じて得た額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号。以下「財務規程」という。）第69条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定の例により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

（2）契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、財務規程第69条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定の例により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

（1）契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2 の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、入札説明書に掲げる無効条件に該当する入札及び財務規程、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると鳥取県立厚生病院長が判断した入札者であって、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号）第127条の規定の例により作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、その者を落札者とせず、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札したものを落札者とすることがある。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : FPD for General Photography, 1 Set

(2) Deadline for the submission of documents for qualification confirmation : 5 : 00 PM, 1 October, 2015

(3) Date and time for the submission of tenders : 2 : 00 PM, 13 October, 2015

Deadline for the submission of tenders by registered mail : 1 : 00 PM, 13 October, 2015

(4) Please contact for notice : Property Management Division, Administration Department, Tottori Prefectural Kousei Hospital 150 Higashishowa-machi, Kurayoshi-shi, Tottori 682-0804 Japan

TEL 0858-22-8181